和泉市告示第231　号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年10月19日

和泉市長　辻　宏康

1　大規模小売店舗の所在地及び名称

和泉市のぞみ野二丁目1237番20　他

ドラッグコスモスのぞみ野店

2　大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日

令和8年6月4日（令和8年和泉市告示第186号）

3　意見の概要

（1）エアコン室外機の設置場所の変更のお願い

（2）説明会の資料で提出された多方面からの騒音数値を遵守していただきたい

4　意見の縦覧の期間及び場所

（1）　縦覧の期間　令和8年10月27日から令和8年11月27日まで

（2）　縦覧の場所

①和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市環境産業部産業振興室商工来訪促進担当

②大阪市住之江区南港北1丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課